

立替払いの各種証明書類

申請書に必要な書類（申請書に記載のある書類）のうち、次の《1》～《5》を用意できない場合には、次の確認項目を確認できるもの（例示したもの等）のうちいずれかの提出で代替できます。

《1》未払賃金立替払制度の労基署による「確認通知書」の写

第2次受入れ機関が事実上の倒産状態であることの確認のため

- ・ 申立書
- ・ 銀行取引停止処分の通知書の写

《2》在留資格認定証明書の写

① 団体監理型の研修生であること及び第1次受入れ機関等が研修生受入れ事業を行っていることの確認のため

- ・ 研修生名簿の写（第1次受入れ機関等・第2次受入れ機関の名称入り）

② 途中帰国する研修生の第1次受入れ機関等であることの確認のため

- ・ 研修生名簿の写（第1次受入れ機関等の名称入り）
- ・ 送出し機関派遣状の写

③ 当該研修生の第2次受入れ機関であることの確認のため

- ・ 研修引受け保証書の写
- ・ 研修生処遇概要書の写（第1次受入れ機関等が第2次受入れ機関に渡している）
- ・ 第2次受入れ機関名簿の写
- ・ 研修生名簿の写（第1次受入れ機関等の名前入り）

《3》研修計画の写

研修期間の確認のため（研修生）

- ・ 在留資格認定証明書の写

《4》第1次受入れ機関等の旅費負担責任に関する書類

第1次受入れ機関等の旅費負担義務の確認のため（技能実習生）

- ・ 在留資格変更許可申請書の写（帰国旅費の確保欄に明記されている場合）
- ・ 旅費負担に関する団体の規約
- ・ 送出し機関との研修引受け契約の写（帰国旅費負担の取り決めに記載）
- ・ 旅費負担に関する技能実習生との契約書の写
- ・ 旅費負担に関する第2次受入れ機関との契約書の写
- ・ 契約の取り交わしについての申立書

《5》研修生受入れ先変更願いの写（帰国者が研修生の場合のみ）

企業移動・団体移動した研修生の場合、第2次受入れ機関であることの確認のため

- ・ 研修生処遇概要書の写
- ・ 研修生名簿
- ・ 移動元との契約文書の写

《6》変更事項報告書の写（帰国者が技能実習生の場合のみ）

企業移動・団体移動した技能実習生の場合、第2次受入れ機関であることの確認のため

- ・ 技能実習先変更理由書の写
- ・ 移動元との契約文書の写